

四日市市告示第 290 号

四日市市低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 5 月 9 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱

四日市市低入札価格調査試行要綱（平成 20 年四日市市告示第 362 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（専任の担当技術者）</u></p> <p><u>第 12 条 低入札価格調査対象工事において、調査基準価格を下回った契約をする場合は、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほか、低入札価格調査の資料提出時に専任の担当技術者 1 名を追加して定め、契約時に配置するものとする。</u></p> <p><u>ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。</u></p> <p><u>なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。</u></p> <p><u>（1）低入札価格調査の資料提出時において、入札参加要件として主任技術者等に求める資格を有していること。</u></p> <p><u>なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札参加要件を満足していること。</u></p> <p><u>（2）低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。</u></p>	

(3)当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。

ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事においては、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は工事完成届の受理日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

2 特定建設工事共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。

3 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。

4 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者は、主任技術者等の変更の取扱いと同様に、死亡、病休、退職等のやむを得ない場合を除き変更できないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほ

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほ

か、必要な事項は別に定める。

別表1 調査基準価格の算定（第3条関係）

①一般土木工事

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.95+現場管理費×0.9+一般管理費×0.65

②建築工事等・解体工事

直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.95+（直接工事費×10%+現場管理費）×0.9+一般管理費×0.65

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.95+（間接労務費+共通仮設費）×0.95+（工場管理費+現場管理費）×0.9+一般管理費×0.65

④水管橋製作・架設工

直接製作費×0.95+間接労務費×0.95+（工場管理費+設計技術費）

か、必要な事項は別に定める。

別表1 調査基準価格の算定（第3条関係）

①一般土木工事（上水道工事を除く）

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55

②一般土木工事（上水道工事）

材料費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は材料費を含まない。

③建築工事等

〔一般〕直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9+（直接工事費×10%+現場管理費）×0.8+一般管理費×0.55

〔解体工事〕直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9+（直接工事費×10%+現場管理費）×0.8+一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.95+（間接労務費+共通仮設費）×0.9+（工場管理費+現場管理費）×0.8+一般管理費×0.55

⑤水管橋製作・架設工

直接製作費×0.95+間接労務費×0.9+（工場管理費+設計技術費）

$\times 0.9 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.95 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$

⑤機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

$(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.95 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$

⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

$\text{機器単体費} \times 0.875 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.95 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$

⑦上水道機械設備工事

$\text{機器費} \times 0.875 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.95 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

$(\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.875 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.95 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信

$\times 0.7 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

$(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$

⑦電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

$\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$

⑧上水道機械設備工事

$\text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑨上水道電気工事

$(\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$

※機器費には購入機器費を含む。

⑩下水機械設備工事及び下水電気・通信

設備工事

機器費×0.875＋直接工事費×
0.95＋共通仮設費×0.95＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）
×0.9＋一般管理費×0.65

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

（注1）共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

（注2）共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

別表2 失格基準価格の算定（第4条関係）

①一般土木工事

直接工事費×0.75＋共通仮設費×
0.7＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.55

②建築工事等・解体工事

直接工事費×90%×0.735＋共通仮設費×0.7＋（直接工事費×10%＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.55

設備工事

機器費×0.85＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×
0.8＋一般管理費×0.55

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

別表2 失格基準価格の算定（第4条関係）

①一般土木工事（上水道工事を除く）

直接工事費×0.75＋共通仮設費×
0.7＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.55

②一般土木工事（上水道工事）

材料費×0.69＋直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.55

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費を含まない。

③建築工事等

〔一般〕直接工事費×90%×0.735＋共通仮設費×0.7＋（直接工事費×10%＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.75 + (間接労務費 + 共通仮設費) × 0.7 + (工場管理費 + 現場管理費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

④水管橋製作・架設工

直接製作費×0.75 + 間接労務費×0.7 + (工場管理費 + 設計技術費) × 0.7 + 直接工事費×0.75 + 共通仮設費×0.7 + (現場管理費 + 据付間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑤機械設備製作・据付工 (上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く)

(直接製作費 + 直接工事費) × 0.75 + (間接労務費 + 共通仮設費) × 0.7 + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑥電気・通信設備工事 (上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く)

機器単体費×0.69 + 直接工事費×0.75 + 共通仮設費×0.7 + (現場管理費 + 機器間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑦上水道機械設備工事

[解体工事] 直接工事費×90%×0.735 + 共通仮設費×0.7 + (直接工事費×10% + 現場管理費) ×0.7 + 一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記 [一般] に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.75 + (間接労務費 + 共通仮設費) × 0.7 + (工場管理費 + 現場管理費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑤水管橋製作・架設工

直接製作費×0.75 + 間接労務費×0.7 + (工場管理費 + 設計技術費) × 0.7 + 直接工事費×0.75 + 共通仮設費×0.7 + (現場管理費 + 据付間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑥機械設備製作・据付工 (上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く)

(直接製作費 + 直接工事費) × 0.75 + (間接労務費 + 共通仮設費) × 0.7 + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑦電気・通信設備工事 (上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く)

機器単体費×0.69 + 直接工事費×0.75 + 共通仮設費×0.7 + (現場管理費 + 機器間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

⑧上水道機械設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.7+一般管理費×0.55

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

(機器費+製作原価)×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+(現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費)×0.7+一般管理費×0.55

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.7+一般管理費×0.55

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

(注2) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

機器費×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.7+一般管理費×0.55

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑨上水道電気工事

(機器費+製作原価)×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+(現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費)×0.7+一般管理費×0.55

※機器費には購入機器費を含む。

⑩下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.7+一般管理費×0.55

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(総務部調達契約課)